

期間：平成29年1月1日～平成29年3月31日

セーフティネット保証5号指定業種の変更について

経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号の取り扱いについては、平成29年1月1日より下記の通り変更になりますのでお知らせいたします。

指定業種は期間ごとに変更されます。詳しくは下記の中小企業庁のホームページをご覧ください。

◇ 中小企業庁のホームページへのリンク ◇

<セーフティネット保証制度5号について>

<http://www.meti.go.jp/press/2016/12/20161221001/20161221001.html>

<平成28年度 平成29年1月1日～3月31日まで の指定業種>

平成28年度 第Ⅳ四半期指定業種リストのダウンロード(pdf)

< 指定業種の変更について >

平成29年1月1日に変更される指定業種的主要な変更点は下記の通りです。

- ・平成29年1月1日からの指定業種にあたっては、平成28年12月31日までの指定業種（236業種）から67業種を指定業種から外し、新たに93業種が追加され、計262業種の指定となります。

変更業種（一部抜粋）

削除される指定業種（一部抜粋）		追加される指定業種（一部抜粋）	
細分類番号	業種名	細分類番号	業種名
0793	木製建具工事業	0781	床工事業
1031	製茶業	0782	内装工事業
1154	レース製造業	1199	他に分類されない繊維製品製造業
2932	空調・住宅関連機器製造業	2635	縫製機械製造業
3412	ガス供給所	3223	ボタン製造業
5019	その他の各種商品卸売業	3921	情報処理サービス業
5216	生鮮魚介卸売業	5721	男子服小売業
6014	宗教用具小売業	5731	婦人服小売業
8299	他に分類されない教育、学習支援業	5921	自転車小売業
8359	その他の療術業	6031	ドラッグストア
…その他 計67業種		…その他 計93業種	

※ 細分類番号は日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の細分類に基づいています。

< 対象者について >

業況の悪化している業種（過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市町村長の認定を受けた中小企業者。

< 企業認定基準について >

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

(イ) 売上高等の減少

最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。

(ロ) 原油仕入価格の上昇

製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

※平成26年10月1日より (ハ) 円高要件が削除となり、(イ) (ロ) の2要件となっております。

< 行っている事業と認定業種の適用関係について >

行っている事業と指定業種の関係によって、次の①～③が認定の要件となります。

① 1つの指定業種に属する事業のみを行っている、または、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する。

【認定要件】

企業全体の売上高等の減少等が上記認定基準 (イ)、(ロ) のいずれかを満たす。

② 兼業者であって、主たる業種が指定業種に該当する。

【認定要件】

主たる業種および企業全体の売上高等の減少等の双方が上記認定基準 (イ)、(ロ) のいずれかを満たす。

③ 兼業者であって、1以上の指定業種（主たる業種であるかは問わない）に属する事業を行っている。

【認定要件】

行っている事業が属する指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えることによって、企業全体の売上高等の減少等が上記認定基準 (イ)、(ロ) のいずれかを満たす。